

管理運営状況の評価結果

岐阜市柳津地区学習等供用施設（宮下コミュニティ会館）は、指定管理者に選定された団体が施設の管理運営を行っています。

制度導入後の平成19年度上半期の管理運営について、協定内容の要求水準どおりに実施されているかを、事業報告書、実地調査などにより、下記のとおり評価しました。

施 設 名	岐阜市柳津地区学習等供用施設（宮下コミュニティ会館）
所 在 地	岐阜市柳津町下佐波4丁目37番地
指定管理者	宮下コミュニティ会館管理運営委員会 代表者 委員長 則武 正
評価基準等	岐阜市柳津地区学習等供用施設（宮下コミュニティ会館）の評価にあたっては、岐阜市柳津地域振興事務所が評価し、岐阜市市民参画部指定管理者選定委員会に報告し意見聴取しました。 評価方法は、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者による自己評価、利用者からの意見や指定管理者のヒヤリングにより把握しました。 そして、指定管理者の審査・選定に用いた選定基準等に応示された具体的な業務の履行状況や利用者からの要望や苦情の有無などについて、項目ごとに下記の「評価基準」、別表「評価表」により評価を行った上で総合評価を行いました。 ■評価基準 S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている ※協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が優れている場合など A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好（100%） ※協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が良好な場合など B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好（概ね90%以上） ※協定内容どおり業務を履行しているが、利用者満足度が概ね良好な場合など C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る（概ね60%以上） ※協定内容の業務に一部不履行がある場合など D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して顕著に下回る（未着手含む） ※協定内容の業務に相当不履行がある場合など
担当部室 （問合せ先）	岐阜市柳津地域振興事務所地域振興総室 TEL：058-387-0111 内線206 E-mail： yana-so@city.gifu.gifu.jp

■ 評価表

区 分	評価基準	評 価 項 目	具体的な業務 要 求 水 準	評 価
公平性 透明性	住民の平等利用 が確保されること	平等な利用の確保	使用申請受付台帳の整理が されているか。	A
		情報公開、個人情報保護	情報公開は適切に行われて いるか。また、個人情報保護 について徹底されているか。	A
効果性	施設の効用（設 置目的）を最大 限発揮するもの であること	施設等の適切な維持管理	常に施設の清掃、点検を実施 し、利用者に使用しやすい施 設の環境を整えているか。	A
効率性	管理経費の縮減 が図られるもの であること	指定管理経費の妥当性	収支計画との妥当性はどうか。	A
		管理経費縮減の具体的方策	施設の設置目的の範囲内で 経費の削減に努めている か。	A
安定性 安全性	管理運営の安全 管理体制は整っ ていること	施設管理を行っていく上での 方針と具体策	運営組織が確立され、地域に 密着した運営となっている か。また、緊急時対策は整備 されているか。	A

■総合評価

施設は地域住民により構成された指定管理者により、地域に密着した運営がされている。

この施設は、地域の行事、会合、地域の伝統芸能の伝承活動のほか、大学が近くにあるため学生サークルが多く利用している。そのため、他の学習等供用施設より利用数は多く、施設利用に関して申込が重ならないようにするなど注意を払って管理している。

利用数は、前年度とほぼ変わらない。

利用者からの苦情等もなく、適正な管理運営を行っていると評価できる。

■岐阜市市民参画部指定管理者選定委員会の意見

全体として、良好な施設運営がなされていると認められる。

地域住民の交流の促進と連帯感の高揚に努めるとともに、生涯学習、まちづくりの場になるように、今後も地域の特色を踏まえ、適切な管理運営を続けられたい。